平成２８年（フ）第２７８号
東京都世田谷区八幡山３丁目10―８　中村荘１Ｆ、住民票上の住所東京都世田谷区八幡山３丁目10―８　中村荘
債務者　小原　明菜
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７９号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目21―１　西十一小路202
債務者　玉城位知子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８４号
東京都江東区豊洲４丁目10―４―1210
債務者　加藤　篤美（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５号
東京都江戸川区春江町２丁目40―12―501
債務者　大硲　克志
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８６号
東京都新宿区下落合３丁目21―21―303
債務者　水野　薫
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８７号
東京都北区赤羽北３丁目３―27―203
債務者　小林孝次郎
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８８号
東京都八王子市南新町14―３―305
債務者　今井　明美
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９３号
東京都足立区中川４丁目２―１―305
債務者　松本　惠司
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９７号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目11―13―32
債務者　近藤　貴光
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９８号
東京都大田区大森東３丁目20―６　メルシー芙蓉Ⅲ402
債務者　谷岡　雄介
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９９号
埼玉県さいたま市浦和区元町２丁目27―12
債務者　石井ちづる
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３００号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目80―17　ＴＭハイムＢ棟102
債務者　川武當秀一
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０１号
東京都中央区佃１丁目11―７―2210
債務者　片岡　壮介
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０２号
埼玉県さいたま市南区根岸２丁目16―23―205
債務者　君野翔太郎
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０３号
東京都新宿区西落合１丁目31―18―306
債務者　玉城裕太郎
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０４号
埼玉県越谷市相模町１丁目152―42
債務者　時田富久美
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部